

令和7年度（2025年度）実施 伊勢原市職員採用試験 「学校推薦枠試験」実施要項

1 目的

この要領は、令和7年度に実施する伊勢原市職員採用試験において、大学または大学院等（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた者を対象とする選考を実施するために必要な事項を定める。

2 対象職種

- | | |
|----------|--|
| ① 対象職種 | 事務職、土木職、建築職 |
| ② 採用予定人数 | 事務職 4名（学内推薦人数は各大学等において、2名まで）
土木職 1名
建築職 1名 |

3 本試験の受験資格

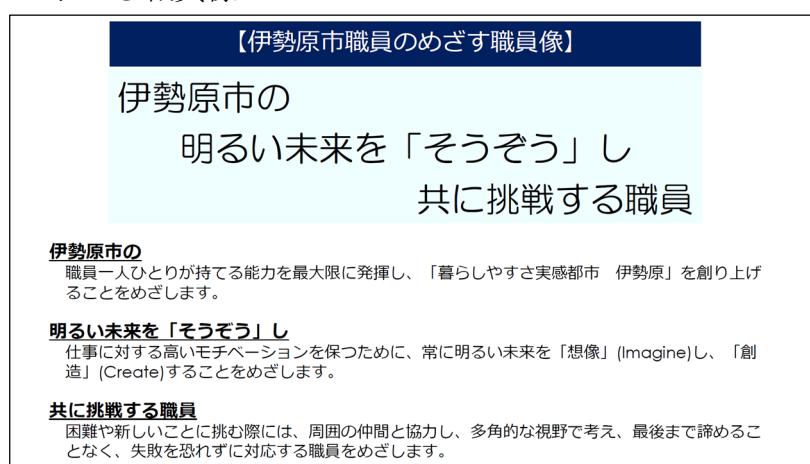
平成9年4月2日以降に生まれた者で、次の①及び②の要件を満たす者。

- ① 伊勢原市と包括的協定を結んでいる大学等に所属し、在学中の大学等から推薦を受けた者であること。
② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であること。

4 推薦基準

次の①から③までの全ての要件を満たす者のうち、伊勢原市と包括的協定を結んでいる大学等の学部長又は学科長その他これらに相当する職にある者（以下「学部長等」という。）が推薦する者

- ① 伊勢原市の求める職員像（※）にふさわしい資質と能力を有するとともに、学業成績が優秀であると学部（科）長等が認める者
② エントリー時に大学等に在籍し、かつ土木・建築職においては土木・建築に関する学部に在籍し、令和9年3月31日までに卒業見込みであり、同年4月1日から伊勢原市に確実に勤務できると学部（科）長等が認める者
③ 大学等の卒業又は修了後に、伊勢原市職員となることを第一志望とする者
※ 伊勢原市の求める職員像



5 推薦の人数

- (1) 事務職：各大学等において、2名までとする。
 - (2) 土木職：各大学等において、1名までとする。
 - (3) 建築職：各大学等において、1名までとする。
- ※ 志望者1名につき出願できる職種は1つまでとする。

6 出願方法

- (1) 推薦を希望する者は、受験案内を確認し、「伊勢原市職員採用試験学校推薦枠（大学）エントリーシート」を作成した上で、必要書類の作成を大学等に依頼する。なお、推薦希望者から大学等への依頼期間については、各大学等において設定するものとする。
- (2) 大学等は、推薦を希望する者を取りまとめ、第4項各号に定める基準により、被推薦者を決定する。決定後は、令和7年12月5日（金）までに、被推薦者に推薦が決まった旨を連絡し、推薦に必要な「伊勢原市職員採用試験学校推薦枠推薦書」及び成績証明書（大学等で定める様式）を被推薦者に交付し、あわせて推薦者を伊勢原市へ連絡する。
- (3) 大学等から連絡を受けた被推薦者は、ホームページから自治体求人サイト「パブリックコネクト」に接続し、会員登録を行った上で「伊勢原市職員採用試験学校推薦枠（大学）」のエントリーを令和7年12月8日（月）から12月12日（金）までに行うものとする。
- (4) 大学等に提出したエントリーシート及び大学等から発行された各書類については、「パブリックコネクト」のエントリー時に電子データで添付するものとし、推薦書及び成績証明書の原本は面接時に持参する。

7 選考及び選考後の試験日程

次の①及び②の日程により、選考及び試験を順次実施する。

① 第1次試験

時期：令和7年12月中旬 内容：書類選考

② 第2次試験

時期：令和8年1月 内容：個人面接

※ 試験の日程はあくまで予定であり、試験の合格者に対して別途通知する。

8 試験結果の通知

第2次試験の合否については、受験者全員及び推薦を行った各大学等へ書面にて通知する。

9 その他

- (1) この要項に記載されていない事項については、試験案内の内容のとおりとする。
- (2) この試験に合格した者であっても、令和9年3月31日に推薦を受けた大学等を卒業又は修了できず、同年4月1日から本市に就業することができない者にあっては、その合格及び採用を取り消す。